

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関等による確定拠出年金の運用方法の選定及び提示に関し1以上の元本確保型商品の提示を義務付ける規定を削除することとする改正について、現行と同様、1以上の元本確保型商品の選定を義務付けることとすること。

(確定拠出年金法第23条第2項関係)